志 木 地 区 衛 生 組 合 一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)

令和4年3月

志 木 地 区 衛 生 組 合 志木市、新座市、富士見市

目 次

第 1 章. 計画策定	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3.計画期間	3
4. 本組合及び構成市の事務範囲	3
第2章 構成市の概要	4
1. 地理的、地形的、気候的特性	4
(1) 地理的、地形的特性	4
(2)気候的特性	5
2. 人口	6
(1)人口の動向	6
(2)年齢別人口構成	7
(3)外国人人口	8
(4) 世帯数	9
(5)人口動態	10
3.都市計画区域の状況	11
4 . 土地利用の状況	11
5. 産業	12
6.構成市における将来計画	14
(1)志木市	14
(2)新座市	14
(3)富士見市	14
第3章. ごみ処理の現状	15
1. ごみの収集・運搬	15
(1) ごみの区分	15
(2)一般廃棄物処理手数料	18
2. ごみ処理体制	19
(1) ごみ処理の流れ	19
(2) ごみ処理施設	20
(3)ごみ処理の施策展開の状況	23
(4) ごみの減量化・再資源化	25
(5) ごみ処理の実績	28
(6)課題の抽出	35
第4章 ごみ処理量の予測	37
1. 将来予想の概要	37
2. 将来人口	37

3. 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量	38
第5章 ごみ処理基本計画	39
1. 基本理念	39
2.基本方針	39
3. 数値目標	40
4. 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量	41
5.排出抑制及び資源化に関する計画	42
(1) 市民及び事業者の意識啓発	42
(2) リサイクルの推進	42
6. ごみの搬入に関する計画	43
(1)直接搬入ごみにおける減量化の推進	43
(2) ごみ処理に係る費用	43
7. 中間処理計画	44
(1)ごみ処理施設の整備方針	44
(2)適正な中間処理の推進	46
8. 最終処分計画	47
(1)最終処分量の削減	47
(2) 最終処分先の確保及び資源化率の向上	47
9. その他の計画	47
(1)地球温暖化防止への対策	47
(2) 災害廃棄物への対策	47
(3) 構成市との情報共有・連携強化	47
第6章. 計画の推進	49
1. 計画の進行管理	49
(1)進行管理体制の確立	49
(2)進行状況の評価及び公表	49
(3) 次期計画への反映	49
2. 計画の実施	49

第1章.計画策定

1. 計画の目的

志木地区衛生組合(以下、「本組合」という。)は、昭和39年6月に設立し、本組合を構成する 志木市、新座市、富士見市(以下、「構成市」という。)から発生するごみの処理を行ってきました。 以来、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大 等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していく ため、様々な施策を実施してきました。

国では、平成30年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱され、さらに令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称食品ロス削減推進法)が施行されました。

埼玉県では、こうした廃棄物を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、 循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため「第9次埼玉県廃棄物処理基本 計画」(埼玉県食品ロス削減推進計画)を令和3年3月に策定しました。

本組合では、平成30年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」(以下、「前計画」という。)で『環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けたごみの適正処理の推進』を基本理念とし、6つの基本方針を定め、構成市と連携しながら、ごみの発生抑制と資源化に努めるとともに、所有するごみ焼却施設の老朽化対策を中心に、新たにごみ処理施設の整備方針を取りまとめ推進してきました。

現在、前計画策定から5年が経過し、このような社会情勢等の変化の中、ごみ処理施設の整備方針に基づき、老朽化に伴う富士見環境センター基幹的設備改良工事を進めており、引き続き新座環境センターの老朽化に伴う整備方針の策定が前計画からの課題となっています。

そこで、前計画を見直し、設定した減量目標等の達成状況、年々変化するごみの現状を踏まえた 排出量・処理量の将来予測し、課題となっている新座環境センター整備方針を取りまとめることを 主に前計画の再改訂をすることとしました。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、本組合及び構成市共通の長期的な視野に立った一般廃棄物(ごみ)処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点で策定し、今後の 本組合及び構成市共通の廃棄物行政の指針となるものです。

なお、本計画では資源循環型社会を構築していくため、「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)に則し、減量化・資源化取組の強化をします。あわせて、関連法令や埼玉県廃棄物処理計画・構成市の環境基本計画等と協調を図り、本組合及び構成市が実施する施策について定めるものとし、図1-1に示します。

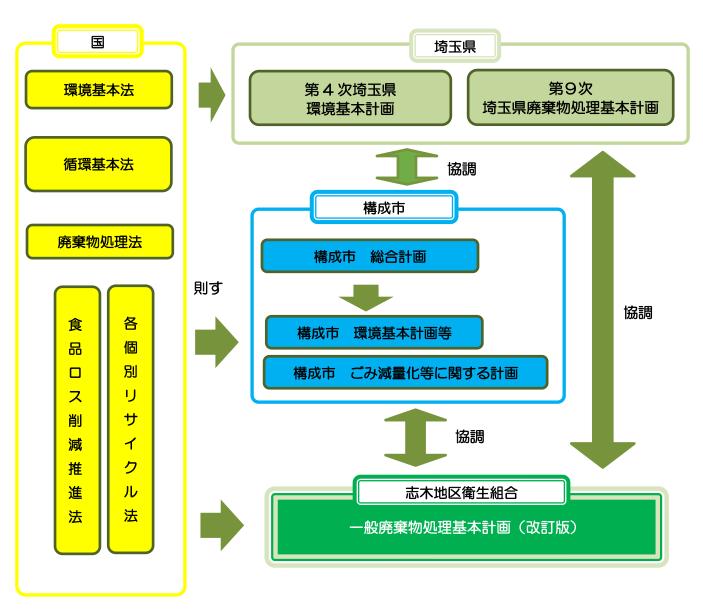


図1-1 計画の位置付け

3. 計画期間

計画期間は前計画の策定時と同じ、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とした 10年間とします。本年度である令和3年度は中間年度とし、前計画の基本方針及び施設整備計画 等の見直しを行います。

図1-2に本計画の計画期間と目標年度を示します。

なお、社会経済情勢や廃棄物及びリサイクルに関する法律・制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

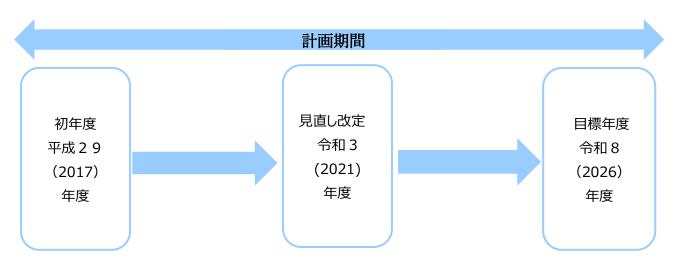


図1-2 計画期間と目標年度

4. 本組合及び構成市の事務範囲

本組合では、本計画や施設整備関連計画策定等のごみ処理広域化に関する計画策定、ごみの中間処理及び最終処分に関する施策を事務範囲としています。表1-1に本組合と構成市の事務範囲を示します。

項目	本組合	構成市
ごみ処理広域化に関する計画策定		
(本計画、施設整備関連計画等)	•	
一般廃棄物処理基本計画の策定		
(廃棄物処理法第6条に規定される計画)		•
ごみ減量化及び資源化に関する施策		•
収集運搬に関する施策		•
中間処理及び最終処分に関する施策		
(環境センター等の設置・管理等)	•	

表1-1 事務範囲

第2章. 構成市の概要

1. 地理的、地形的、気候的特性

(1) 地理的、地形的特性

構成市は、埼玉県の南東部に位置し、東京の近郊であり、県庁所在地まで近い立地条件から、昭和40年頃から住宅地として開発され、鉄道や道路の整備と相まって人口が急増しました。その一方で、自然や田園風景も多く残されており、昔ながらの「武蔵野」の面影を感じることができる地域となっています。

また、表2-1に構成市の位置、面積等並びに図2-1に構成市の位置図を示します。

項目	志木市	新座市	富士見市
位置 (市役所)	志木市中宗岡 1-1-1 ・北緯:35度50分00秒 ・東経:139度35分01秒	新座市野火止 1-1-1 ・北緯:35度47分26秒 ・東経:139度34分06秒	富士見市大字鶴馬 1800-1 ・北緯:35度51分24秒 ・東経:139度32分57秒
面積	9.05 km²	22. 78 km²	19.77 km²
広ぼう	• 東西:4.73km	・東西:7.0km ・南北:8.0km	・東西:7.0km ・南北:6.8km
海抜	2~20m	7.1~60.1m	$4{\sim}25\mathrm{m}$

表2-1 構成市の位置、面積等

出典:統計しき(令和3年3月)、統計にいざ(令和3年3月)、統計ふじみ(令和3年3月)

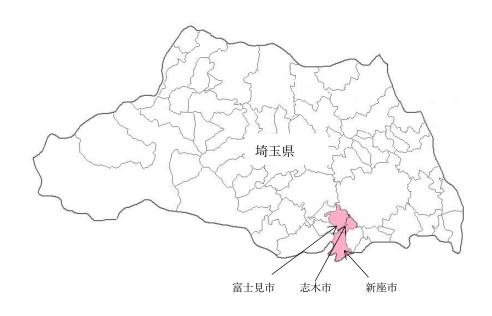


図2-1 構成市の位置図

(2) 気候的特性

構成市の気候は、内陸型に近く、過去5年間の平均気温は16℃前後、年間降水量は1,300 mm 前後となっています。

また、構成市の平均気温と降水量の推移を表2-2、図2-2に示します。

表2-2 構成市の平均気温と降水量(直近5年間)

	平成2	28年	平成:	29年 平成30年		30年	令和元年		令和2年	
項目	平均気温	降水量	平均気温	降水量	平均気温	降水量	平均気温	降水量	平均気温	降水量
	(°C)	(mm)	(°C)	(mm)	(°C)	(mm)	(°C)	(mm)	(°C)	(mm)
1月	4.5	31.0	4.5	16.0	3.7	14.5	4.5	6.0	6.4	74.0
2月	6.0	41.0	5.8	4.0	4.5	14.0	6.1	28.5	7.1	14.0
3月	9.5	56.5	7.0	65.5	10.8	123.0	9.7	84.0	10.2	99.5
4月	15.0	101.0	14.3	55.0	16.4	44.5	13.4	79.0	12.6	175.0
5月	20.1	58.5	20.1	75.5	19.8	125.5	20.3	86.0	19.7	119.5
6月	22.6	97.5	22.4	53.0	23.1	111.5	22.1	224.5	23.7	259.0
7月	25.6	52.0	27.8	181.0	28.9	83.0	24.6	167.0	24.1	226.5
8月	27.0	397.5	26.3	179.5	28.3	131.5	28.6	123.5	29.6	63.0
9月	24.5	216.5	22.9	161.5	22.6	335.0	24.9	110.0	24.2	163.0
10月	18.0	41.5	16.6	502.0	18.7	32.0	19.2	447.5	17.2	166.0
11月	10.5	105.5	10.5	12.5	13.3	25.5	12.3	84.5	12.6	4.5
12月	7.0	77.0	5.4	3.0	7.2	16.0	7.3	20.0	6.5	0.0
平均(気温) 合計(降水量)	15.9	1,275.5	15.3	1,308.5	16.4	1,056.0	16.1	1,460.5	16.2	1,364.0

出典:アメダス(熊谷測候所)

降水量 (mm) 平均気温 (°C) 300.0 35.0 ■降水量 30.0 250.0 (mm) 25.0 - 平均気温 200.0 (°C) 20.0 150.0 15.0 100.0 10.0 50.0 5.0 0.0 0.0 1月 2月 3月 4月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 5月 6月

図2-2 平均気温と降水量の推移(令和2年(2020))

2. 人口

(1) 人口の動向

構成市全体の人口は平成23年度以降増加傾向で推移し、令和2年度には354,801人となっており、平成23年度から過去10年間で14,913人(4.4%)増加しています。 また、構成市の人口の推移を図2-3(1)、(2)に示します。

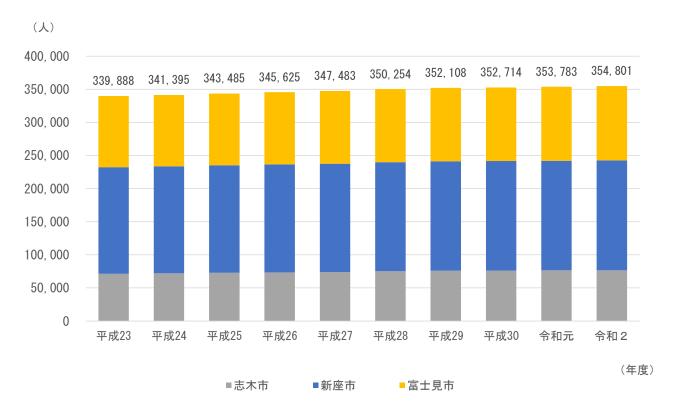


図2-3(1) 構成市の人口

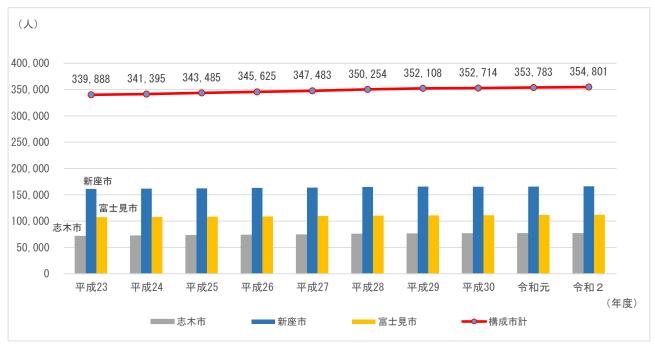


図2-3(2) 構成市の人口

(2) 年齢別人口構成

構成市全体の年齢別人口構成は、令和3年1月1日現在で、幼年少人口が45,242人(12.7%)、生産年齢人口が221,246人(62.3%)及び老齢人口が88,816人(25.0%)となっています。

また、構成市全体及び各構成市の年齢別人口構成を図2-4に示します。

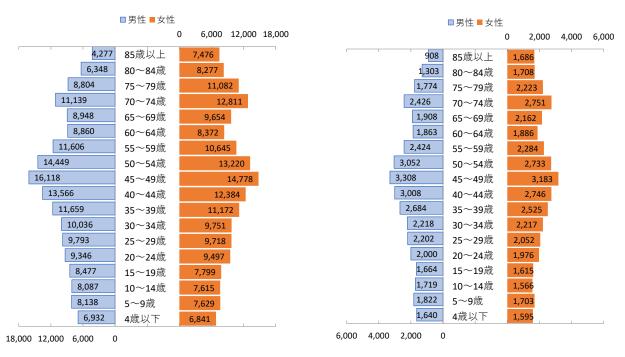


図2-4(1) 構成市全体の人口構成

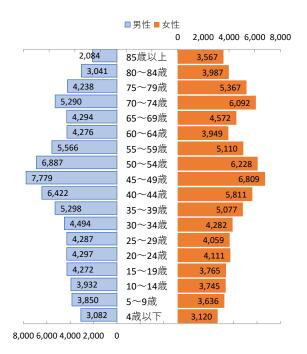


図2-4(3) 新座市の人口構成

図2-4(2) 志木市の人口構成

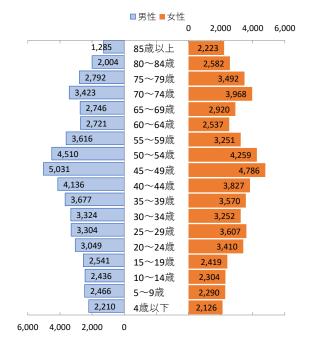


図2-4(4) 富士見市の人口構成

出典:埼玉県統計課 町(丁)別人口調査(令和3年1月1日 現在)

(3) 外国人人口

構成市全体の外国人人口は、年々増加傾向で推移し、令和2年12月時点で8,350人の外国人が登録されており、平成28年から過去5年間で2,328人(約39%)増加しています。 また、構成市の外国人人口を表2-3、図2-5に示します。

表2-3 構成市の外国人人口

(単位:人)

項	目	計	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	その他
	志木市	1,492	602	177	196	17	147	95	18	240
平成28年	新座市	2,658	978	395	426	38	198	35	92	496
十成20年	富士見市	1,872	835	275	288	30	137	58	20	229
	構成市計	6,022	2,415	847	910	85	482	188	130	965
	志木市	1,645	672	179	214	205	19	77	19	260
平成29年	新座市	2,900	1,099	405	440	287	35	42	82	510
十成234	富士見市	2,064	893	287	295	202	38	63	24	262
	構成市計	6,609	2,664	871	949	694	92	182	125	1,032
	志木市	1,788	740	164	250	228	14	105	31	256
平成30年	新座市	3,202	1,193	399	413	466	35	56	85	555
十成30年	富士見市	2,304	965	279	266	319	31	100	46	298
	構成市計	7,294	2,898	842	929	1,013	80	261	162	1,109
	志木市	1,926	771	167	277	218	18	149	34	292
令和元年	新座市	3,416	1,259	400	484	488	40	54	82	609
サイロノし十	富士見市	2,515	1,052	261	323	346	35	136	47	315
	構成市計	7,857	3,082	828	1,084	1,052	93	339	163	1,216
	志木市	1,957	762	159	331	213	21	124	34	313
令和2年	新座市	3,704	1,349	399	591	500	45	73	97	650
774124	富士見市	2,689	1,157	260	361	336	43	163	44	325
	構成市計	8,350	3,268	818	1,283	1,049	109	360	175	1,288

出典:埼玉県統計年鑑 (各年12月末現在)

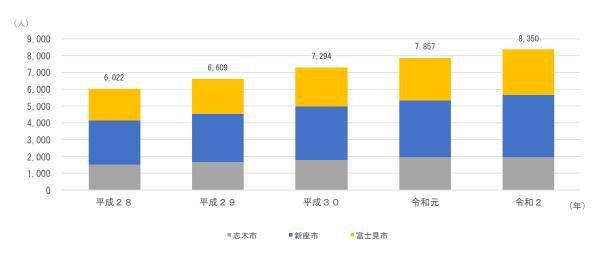


図2-5 構成市の外国人人口の推移

(4) 世帯数

構成市全体の世帯数は、増加傾向で推移し、令和2年度164,723世帯で、平成23年度から19,220世帯(約13%)増加しています。

また、構成市の世帯数を図2-6(1)、(2)に示します。

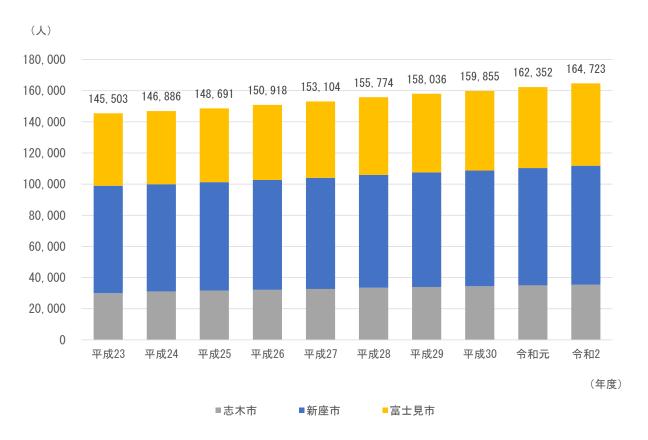


図2-6(1) 構成市の世帯数

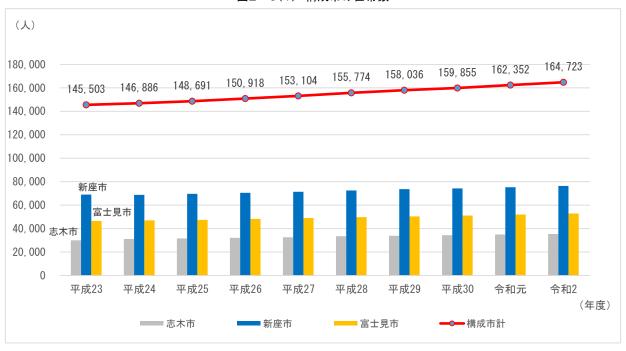


図2-6(2) 構成市の世帯数

(5) 人口動態

出生者数は、志木市ではほぼ横ばい傾向ですが、構成市全体においては減少傾向で推移し、一方の死亡者数は、各構成市とも増加傾向で推移しています。転入者数および転出者数は、構成市全体で若干の増加傾向で推移しています。

また、構成市の人口動態を表2-5、図2-7に示します。

表2-5 構成市の人口動態

(単位:人)

項目	年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
	出生	604	635	583	712	689	674	688	708	684	669
志木	死亡	464	474	528	532	524	538	627	544	646	632
市	転入	3,703	3,579	4,610	4,677	4,288	4,670	5,173	4,556	4,314	4,364
	転出	3,639	3,587	3,687	3,978	3,897	4,016	3,996	4,085	4,105	4,230
	出生	1,390	1,412	1,383	1,426	1,317	1,354	1,330	1,224	1,241	1,112
新座	死亡	1,100	1,161	1,161	1,191	1,228	1,285	1,273	1,326	1,398	1,401
市	転入	8,412	7,714	7,758	8,136	7,927	7,927	8,275	8,456	7,988	8,368
	転出	7,224	7,062	7,676	7,602	7,390	7,390	7,593	7,635	7,952	7,528
富	出生	990	935	1,019	1,025	999	971	951	939	850	822
士	死亡	772	805	889	865	895	927	890	976	900	1,039
見士	転入	5,650	5,450	5,735	6,387	6,147	6,489	6,240	6,244	6,430	6,722
市	転出	5,381	5,204	5,610	5,642	5,751	5,754	5,825	5,841	5,933	6,032
構	出生	2,984	2,982	2,985	3,163	3,005	2,999	2,969	2,871	2,775	2,603
成	死亡	2,336	2,440	2,578	2,588	2,647	2,750	2,790	2,846	2,944	3,072
市	転入	17,765	16,743	18,103	19,200	18,362	19,086	19,688	19,256	18,732	19,454
計	転出	16,244	15,853	16,973	17,222	17,038	17,160	17,414	17,561	17,990	17,790

出典:統計しき、統計にいざ、統計ふじみ

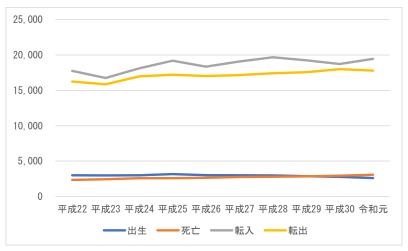


図2-7 構成市の人口動態の推移

3. 都市計画区域の状況

構成市の都市計画区域の状況を表2-6に示します。

表2-6 都市計画区域、用途地域の状況

(単位:ha)

	項目	志木市	新座市	富士見市
都市計画	市街化区域	641	1,382	849
区域	市街化調整区域	265	898	1,121
四场	合 計	906	2,280	1,970
	低層住居専用地域	38.0	405.4	262.1
	中高層住居専用地域	347.9	293.2	262.3
	住居地域	143.4	468.6	298.0
	近隣商業地域	9.0	22.5	14.8
用途地域	商業地域	13.0	30.2	17.1
	準工業地域	89.7	41.0	4.0
	工業地域	0.0	121.2	0.0
	工業専用地域	0.0	0.0	0.0
	合 計	641.0	1,382.1	858.3

出典:志木市都市計画課、新座市まちづくり計画課、富士見市都市計画課

4. 土地利用の状況

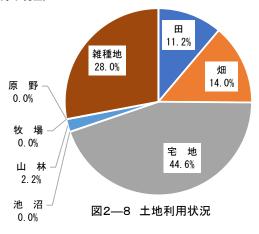
構成市における地目別の土地面積は「宅地」が最も多く、全体では44.6%です。主な土地利用の状況を表2-7、図2-8に示します。

表2—7 土地利用状況

(単位: k m²)

								,	1 1 1 11 11 11
項目	計	田	畑	宅 地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
構成市計	4,535.4	506.4	633.0	2,024.8	1.2	100.6	-	0.6	1,268.8
志木市	658.9	70.6	44.9	401.1	-	0.6	-	0.6	141.1
新座市	2,023.9	-	377.5	1,016.1	-	85.7	-	-	544.6
富士見市	1,852.6	435.8	210.6	607.6	1.2	14.3	-	-	583.1

出典:埼玉県統計年鑑(令和元年12月末現在)



5. 産業

構成市における平成18年から平成28年までの、従業員数を表2-9と図2-9に、また産業大分類別事業所数を表2-10、図2-10に示します。

また、構成市全体において、従業員数はほぼ横ばい傾向を示し、事業所数は第2次産業の減少が 見られます。

表2-9 構成市の従業員数

(単位:人)

年度 市	平成18	平成21	平成24	平成26	平成28
志木市	16,196	17,021	16,485	17,314	15,642
新座市	48,106	51,475	50,322	52,206	49,715
富士見市	22,085	22,595	21,409	21,619	24,668
構成市計	86,387	91,091	88,216	91,139	90,025

出典:平成28年経済センサス-活動調査(速報値)、平成26年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス

活動調査、平成21年経済センサス基礎調査、平成18年事業所・企業統計調査(民営事業所数)

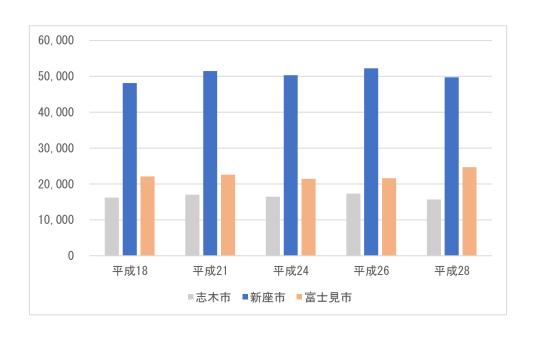


図2-9 構成市の従業員数

表2-10 構成市全体の産業大分類別民営事業所数の推移

(単位:事業所数)

(羊田・井木)						
項目	平成18	平成21	平成24	平成26	平成28	
全業種(公務、事業内容等不詳をを除く)	9,987	10,424	9,936	9,911	9,660	
農林漁業	15	16	14	13	12	
第1次産業	15	16	14	13	12	
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0	0	0	0	
建設業	1,340	1,592	1,497	1,417	1,321	
製造業	1,159	1,110	1,028	968	889	
第2次産業	2,499	2,702	2,525	2,385	2,210	
電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	2	5	5	
情報通信業	60	108	101	96	76	
運輸業, 郵便業	270	297	303	295	299	
卸売業,小売業	2,302	2,290	2,145	2,090	2,170	
金融業, 保険業	105	104	112	109	102	
不動産業,物品賃貸業	690	884	925	912	851	
学術研究,専門・技術サービス業	160	231	298	294	273	
宿泊業,飲食サービス業	1,268	1,213	1,079	1,092	1,077	
生活関連サービス業,娯楽業	810	779	957	948	930	
教育, 学習支援業	434	400	358	395	379	
医療,福祉	591	601	637	792	813	
複合サービス事業	28	32	32	37	34	
サービス業(他に分類されないもの)	749	764	448	448	429	
第3次産業	7,473	7,706	7,397	7,513	7,438	

出典:平成28年経済センサス-活動調査(速報値)、平成26年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査

平成21年経済センサス基礎調査、平成18年事業所・企業統計調査 (民営事業所数)



図2-10 構成市全体の従業員数と産業大分類別民営事業所数の推移

6. 構成市における将来計画

構成市では、上位計画において、将来のごみ関連施策として以下の内容を掲げています。

(1) 志木市

●計画名 : 「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)後期実現計画」

●目標年度:令和3年度~令和7年度

●基本施策:①市民や事業者に対するごみの出し方の啓発を継続し、環境負荷の低減と適正処理 を推進します。

②4Rを推進するとともに、市民や事業者と協働して食品ロスも含めたごみの発生と排出の抑制を図ります。

●指標 : 一人1日あたりごみ量を令和1年度521.7gから令和7年度495.6g以下を 目標

(2) 新座市

●計画名 : 「第5次新座市総合計画(基本構想、基本計画及び実施計画)」

●目標年度:第5次新座市総合計画は新型コロナウイルス感染症時代による課題や今後の方向性 を見極めるため、2年先送りします。なお、令和3年度及び令和4年度の2年間は 下記に掲げる基本方針に基づき市政運営の方向性を明らかにした取組を策定します。

●基本施策:①コロナから市民の命と暮らしを守る取組を推進します。

- ②ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」の確立と魅力あるまちづくりに向けた取組を推進します。
- ③市民の安全・安心の確保につながる防災・減災等の取組を推進します。
- ④財政健全化に向けた取組を推進します。
- ⑤SDGsの取組を推進します。

(3) 富士見市

●計画名 :「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」

●目標年度:令和3年度~令和7年度

●基本施策:①市民、事業者、行政が一体となって温出効果ガスの削減、再生可能エネルギーの 普及など資源の活用を推進します。

- ②温出効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標の設定や温出効果ガスの排出抑制、緑の保全などの取組を進め、地球温暖化対策を推進します。
- ③「富士見市一般廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物施策を総合的かつ計画的に 推進するとともに、市民、事業者に向けたごみのリサイクルの取組を啓発し、ご もの減量化を推進します。
- ●指標 :一人1日あたりごみ量を平成30年度728gから令和7年度709gを目標

第3章.ごみ処理の現状

1. ごみの収集・運搬

(1) ごみの区分

ごみの収集・運搬は、構成市において実施しており、表3-1、表3-2及び表3-3に示します。なお、本組合では、これら構成市におけるごみのうち、紙類や布類以外の品目を受入れます。

表3-1 志木市におけるごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ、ゴム革製品、木くず、 発泡スチロール、ざぶとん、 チューブ類	透明または半透明の ビニール袋	週2回	
	ペットボトル	「PET」マークのあるもの	市指定の青いネット		1
	ビン・スプレー缶	化粧品のビン、スプレー缶	市指定の黄色のカゴ		
リサイクル	カン	飲料缶、食用缶	市指定の青色のカゴ	週1回	
資源	紙類	新聞、段ボール、雑誌、雑紙	ひもで縛る。		ステー
	布類 衣類	衣類、毛布	透明または半透明の		ション方
177.块		公 規、七卯	ビニール袋		式
資源プラス 1	チック	「プラ」マークのあるもの	市指定の黄緑のネット	週1回	
	金物、ガラス、	CD・DVD、陶器、なべ・フラ			
	陶器類	イパン、耐熱ガラス、ひと口コ	ン、耐熱ガラス、ひと口コ市指定の緑色のカゴ		
不燃ごみ		ンロ・オーブントースター、小	と赤い三角コーナー	毎月 2回目・	
11. WILL 07		型電化製品、傘のほね等		4回目	
	有害ごみ	乾電池、ライター、蛍光灯、	※乾電池、ライター	4 🖺 🗆	
		水銀体温計、水銀温度計	は赤い三角コーナー		
		縦24cm×横24cm×高さ35cm			
粗大ごみ		の3辺のうち1辺でも超えるもの	 納付券を貼って家の	/> / ← Π±	
		(金属製品、ガスコンロ、タン	外敷地内	随時 (申込制)	戸別収集
		ス、イス、カーペット・ふと	7 ト	(甲込前)	
		ん、自転車、電化製品等)			

表3-2 新座市におけるごみの分別区分

3	分別区分	ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ・リサイクル不可紙類、 ゴム・革製品、リサイクル不可 プラスチック・布類、木片類等		週2回	
	資源プラスチック	「プラ」マークのあるもの	市指定の緑色ネット		
	ペットボトル	「PET」マークのあるもの	市指定の青色ネット		
	ビン	飲料、調味料、化粧品などの空 きビン、スプレー缶	市指定の黄色カゴ		
	カン	飲料缶、空き缶	市指定の水色カゴ		
リサイクル	新聞	新聞、折込みチラシ	ひもで縛る。		
 	段ボール	段ボール	ひもで縛る。	週1回	ステー
貝 <i>版</i>	雑誌・雑がみ	雑誌、書籍、教科書、ノート、 菓子箱、紙袋、包装紙	ひもで縛る。		ション方
	紙パック	飲料用紙パック	開いて10枚程度に まとめて縛る。		式
	布類	衣類、タオル、シーツ、毛布、 着物(着用できるもの)	透明の袋		
不燃ごみ		せともの、ガラス、果実酒用の ビン、鏡、一斗缶以内の家電製 品、金物・金属・アルミ箔など	ビン・カン用のかご	- 2週1回	
有害ごみ		乾電池	市指定の赤色容器		
		使い捨てライター	市指定の灰色容器		
		蛍光灯、水銀体温計	購入時等のケース		
粗大ごみ		縦24cm×横24cm×高さ35cm に入らない大きさ (金属製品、ガスコンロ、タン ス、イス、カーペット・ふと ん、自転車、電化製品等)	「新座市粗大ごみ シール」を貼って玄 関先や集積所等	随時(申込制)	戸別収集 か運び出 し収集

表3-3 富士見市におけるごみの分別区分

4	分別区分	ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		台所の生ごみ、貝殻、ゴム・革製品、汚れたプラスチック製品、座布団・ぬいぐるみ、紙おむつ、枕など、空き箱、スポンジ等、発泡スチロール、木片類	乳白色の半透明、無 色透明袋、、レジ袋	週2回	
	ペットボトル	「PET」マークのお茶・ジュー ス・酒類のペットボトル	市指定の青色ネット		
	ビン類	化粧品・飲食物類のビン、スプレー缶、カセットガス、電球・ 蛍光管	市指定の黄色カゴ		_
資源	カン	缶詰用のカン、一斗缶、飲料・ 食品用のカン、オイルカン等		- 週1回	ステー ション方 式
	紙・布類	紙パック、雑がみ、新聞、チラシ、段ボール、衣類、毛布、シーツ、タオル類	ひもで縛る。		<i>I</i> (
	資源プラスチック	「プラ」マークのフタ、ボト ル、ネット、カップ、トレイ、 袋、おもちゃ、ポリバケツ等	市指定の緑色ネット	週1回	
不燃ごみ		せともの、やかん、CD、DVD, ガラス、小型家電、チェーン等	市指定の緑色カゴ	週1回	
有害ごみ		ライター(使い切る)、温度 計、体温計、乾電池	市指定の赤色容器	週1回	
粗大ごみ		18リットル缶(一斗缶24cm ×24cm×35cm)より大きもの (金属製品、ガスコンロ、タン ス、イス、カーペット・ふと ん、自転車、電化製品等)	(シール)を貼って	随時 (申込制)	戸別収集

(2) 一般廃棄物処理手数料

本組合では、事業活動に伴い排出される事業系ごみ、引っ越しや大掃除等の家庭生活に伴い排出される一時多量ごみ及び動物の死体を受入れています。

また、本組合では、一般廃棄物処理手数料の改定を必要に応じて実施しており、令和 1 年 1 0 月 1 日 に改定した一般廃棄物処理手数料を表 3 - 4 に示します。

表3—4 一般廃棄物処理手数料

区分	ごみ種別	取扱区分	手数料(円)
	可燃ごみ	20kg以下	460
	不燃ごみ	20kgを超えるもの20kgにつき	460
東番に別って	カン	_	無料
事業活動に伴って 生じたもの	ビン	20kg以下	340
20/000		20kgを超えるもの20kgにつき	340
	ペットボトル	20kg以下	460
	ערן ארן פיא	20kgを超えるもの20kgにつき	460
	可燃ごみ		
	不燃ごみ		
	カン		無料
家庭生活に伴って	ビン	_	
生じたもの	ペットボトル		
	資源プラスチック		
	粗大ごみ	20kg以下	250
	組入こみ	20kgを超えるもの20kgにつき	250
	犬	一体について	1,050
動物の死体	猫	1	420
	その他	1kgにつき	210

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理の流れ

本組合では、ごみの種類に応じて、焼却処理、破砕選別処理、資源化処理・保管を行い、資源化又は埋立処分を行っており、ごみ処理の流れを図3-1に示します。なお、再生家具は、富士見環境センターにおいて、市民へ販売しています。

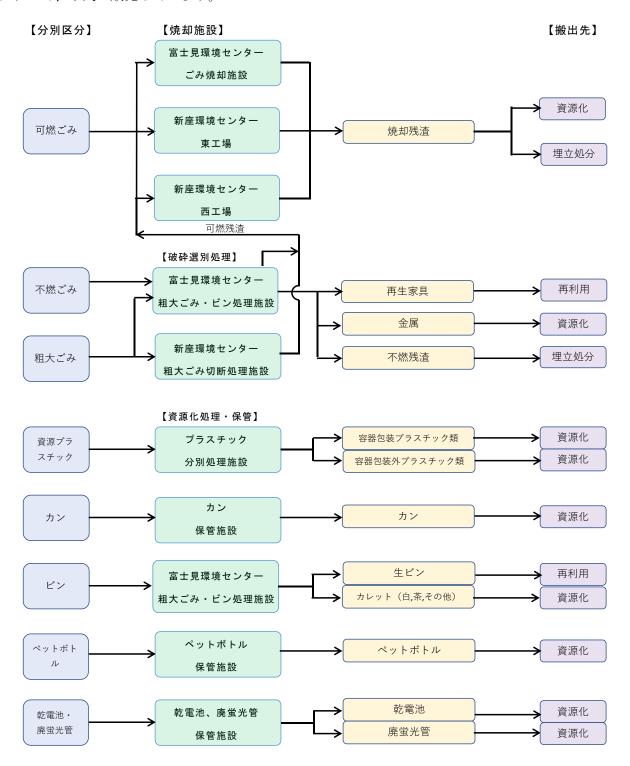


図3-1 ごみ処理の流れ

(2) ごみ処理施設

① 焼却施設

本組合では、焼却施設を3施設保有し、主に家庭系ごみ及び事業系ごみの可燃ごみを処理しており、焼却施設の概要を表3-5に示します。

富士見環境センターは、稼働開始35年を経過しています。平成12年8月にダイオキシン恒久対策工事を実施しており、現在、基幹的設備改良工事(工事期間:令和2年度~令和4年度)を行っています。

新座環境センター東工場は、稼働開始42年を経過していますが、平成15年2月にダイオキシン恒久対策工事を実施しており、新座環境センター西工場は、稼働開始27年を経過しています。

表3-5 焼却施設の概要

T苦口	富士見環境センター	新座環境センター	新座環境センター
項目	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設 (東工場)	ごみ焼却施設(西工場)
所在地	富士見市	新座市	新座市
	大字勝瀬 480 番地	大和田三丁目9番1号	大和田三丁目9番1号
焼却対象物	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
炉型式	全連続運転	全連続運転	全連続運転
処理能力	90t/24h×2炉	90t/24h×1炉	90t/24h×1 炉
竣工年月	昭和61年3月	昭和 54 年 1 月	平成6年9月
余熱利用状況	場内温水	場内温水	場内温水、場内蒸気
発電設備	無し	無し	無し
灰処理設備	焼 却 灰:薬剤処理	焼 却 灰:薬剤処理	焼 却 灰:薬剤処理
	集じん灰:薬剤処理	集じん灰:薬剤処理	集じん灰:薬剤処理
運転管理体制	委託	委託	委託

注記:令和3年4月現在

② 粗大ごみ処理施設

本組合では、粗大ごみ処理施設を 2施設保有し、粗大ごみや不燃ごみを処理しており、同施設の概要を表 3-6に示します。

表3-6 粗大ごみ処理施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (粗大・不燃ごみ系列)	新座環境センター 東工場 粗大ごみ切断処理施設
所在地	富士見市大字勝瀬 480 番地	新座市大和田三丁目9番1号
処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ	可燃性粗大ごみ
処理方式	破砕、選別	切断
処理能力	25t/5h	5t/5h
竣工年月	平成 26 年 12 月	昭和54年1月(平成15年2月更新)
運転管理体制	委託	委託
備考	_	可燃性粗大ごみのみを処理

注記:令和3年4月現在

③ 資源化等を行う施設

本組合では、資源化等を行う施設を 2 施設保有し、有価物を回収しており、同施設の概要を表 3-7 に示します。

表3-7 有価物回収施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (ビン系列)	リサイクルプラザ (プラスチック分別処理施設)
所在地	富士見市大字勝瀬 480 番地	富士見市大字勝瀬 480 番地
処理対象物	ビン、その他	プラスチック
処理方式	選別	選別、圧縮、梱包
処理能力	13t/5h	26t/5h
竣工年月	平成 26 年 12 月	平成 14 年 2 月
運転管理体制	委託	委託
備考	_	家具の修理・展示・販売を実施

注記:令和3年4月現在

④ 保管施設

本組合では、カレット、カン、ペットボトル、プラスチックの種類ごとに4つの保管施設を保有しており、同施設の概要を表3-8に示します。

表3-8 保管施設の概要

項目	カレット 保管施設	カン保管施設	ペットボトル 保管施設	プラスチック 保管施設
所在地	富士見市	富士見市	富士見市	富士見市
	大字勝瀬 480 番地	大字勝瀬 480 番地	大字勝瀬 480 番地	大字勝瀬 480 番地
保管対象物	カレット	カン	ペットボトル	プラスチック
面積	屋内 84m ²	屋外 57m ²	屋外 57m ²	屋内 92m ²
竣工年月	平成 26 年 12 月	平成 26 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 14 年 2 月
運転管理体制	委託	委託	委託	委託

注記:令和3年4月現在

(3) ごみ処理の施策展開の状況

本組合及び構成市における経緯と施策展開の状況を表3-9(1)、(2)に示します。

表3—9(1) ごみ処理の経緯及び施策展開の状況

年月	本組合	構成市
昭和39年6月	足立町外2町衛生組合設立	
昭和41年1月	志木環境センター完成 (40t/8h)	
昭和45年10月	志木環境センター増設炉完成(20t/8h×4 基)	
昭和46年2月	志木地区衛生組合に名称変更	
昭和46年12月	志木環境センター有価物回収施設完成	
昭和 54 年 1 月	新座環境センター東工場完成(90t/24h×2基)	
昭和58年12月	志木環境センター廃止	
昭和61年3月	富士見環境センター完成(90t/24h×2 基)	
平成元年3月	一般廃棄物処理基本計画策定	
平成6年1月	(仮称)志木環境センター建設用地取得事業着手	
平成6年3月		富士見市一般廃棄物処理基本計画策定
平成6年9月	新座環境センター西工場完成(90t/24h)	
平成7年3月	一般廃棄物処理基本計画策定、ごみ処理施設整備基	
	本構想策定	
平成8年3月	富士見環境センター焼却灰含有重金属処理施設完	
	成、(仮称)志木環境センター建設用地取得事業完了	
平成9年3月	新座環境センター集塵灰含有重金属処理施設完成	
平成9年6月		ペットボトル分別収集開始、分
		別区分を可燃ごみ、粗大ごみ、
		リサイクル資源(ビン、カン、
		ペットボトル)、不燃ごみに統一
平成 10 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定、廃棄物循環型社会基	
	盤施設整備計画策定	
平成10年11月	新座環境センター東工場ダイオキシン応急対策工事	
	完成	
平成 11 年 3 月	(仮称)志木環境センター建設用地整備及び管理施設	
	設置完成	
平成 12 年 8 月	富士見環境センターダイオキシン恒久対策工事完成	
平成13年11月	リサイクルプラザ資源プラスチック分別処理施設稼	資源プラスチック分別収集開始
	働	(富士見市は一部)
平成 14 年 2 月	リサイクルプラザ完成	

表3—9(2) ごみ処理の経緯及び施策展開の状況

年月	本組合	構成市
平成 14 年 4 月	リサイクルプラザ利彩館開館	富士見市全域で資源プラスチッ
		ク分別収集開始
平成 15 年 2 月	新座環境センター東工場	
	ダイオキシン恒久対策工事完成	
平成 15 年 3 月		新座市一般廃棄物処理基本計画
		策定
平成 16 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画(改訂版)策定、志木地	志木市一般廃棄物処理基本計画
	区衛生組合地球温暖化防止実行計画策定	策定
平成 21 年 3 月	第二期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画	
	策定	
平成 23 年 3 月	粗大ごみ破砕施設更新計画策定	富士見市一般廃棄物処理基本計
		画(第2次計画)策定
平成 24 年 1 月	循環型社会形成推進地域計画策定	
平成 24 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定	第 2 次新座市一般廃棄物処理基
		本計画策定
平成 25 年 2 月	(仮称)志木環境センター建設用地を一般国道 254	
	号和光富士見バイパス道路用地として一部売却	
平成 25 年 3 月	第三期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画	志木市一般廃棄物処理基本計画
	策定	策定
平成26年12月	粗大ごみ・ビン処理施設完成	
	(粗大・不燃ごみ系列 25t/5h、ビン系列 13t/5h)	
	※旧粗大ごみ処理施設及び有価物回収施設を一体	
	で更新	
平成 27 年 3 月	第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画	
	策定	
平成 28 年 4 月		富士見市一般廃棄物処理基本計
		画策定(第2次計画改訂版)
平成 30 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画(改訂版)策定	
平成 30 年 6 月	循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告	
平成30年11月	循環型社会形成推進地域計画策定	
令和元年 11 月	循環型社会形成推進地域計画改訂	
令和2年3月	富士見環境センター長寿命化総合計画策定、第五	
	期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画策定	
令和2年11月	循環型社会形成推進地域計画改訂	
令和4年3月	本計画策定	

(4) ごみの減量化・再資源化

① 資源回収

ア 集団回収

構成市では、町内会等の民間団体による集団回収が行われており、実施団体に奨励金を交付しています。対象とする品目は、構成市により異なります。

イ リサイクル資源の回収

構成市では、主にビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、紙類、布類を回収しており、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックは本組合で処理し、紙類及び古布類は構成市で直接資源化しています。

② 生ごみ処理容器等の購入費補助

新座市では、生ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型社会をさらに促進させること目的としています。

③ 施設に搬入されたごみの資源化

ア 再生家具の販売

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、一般家庭から不用品として持ち込まれた 家具類を修理・再生し、販売しています。また、エコ文具の展示、リサイクル文庫、リサイクル工房、施設見学等を行い、地域住民に対するごみ減量やリサイクルへの意識向上を推進 しています。

イ 不燃性有価物の売却

本組合では、家電リサイクル法対象の4品目及びパソコンを除き、不燃ごみ及び粗大ごみ として回収された小型家電と粗大、不燃ごみの一部をリュース品として民間業者に売却して 資源化しています。

ウ 金属類等のリサイクル

本組合では、平成26年12月に竣工した粗大ごみ・ビン処理施設(粗大・不燃ごみ系列) において、選別及び破砕処理後の金属類を回収し、民間業者に売却して資源化しています。

エ 焼却残渣の資源化

本組合では、焼却後に発生する焼却残渣の半分以上を民間業者へ委託し、人口砂や道路路 盤材、再生砕石等として資源化しています。

④ その他のごみ減量化及び資源化の取り組み

ア 志木市

・ 志木市落ち葉銀行

志木市では、平成29年11月より、今まで可燃ごみとしていた各家庭の落ち葉・剪定枝を回収し、堆肥やゴーヤの苗にしてお返しすることで、ごみの排出量の削減と環境にやさしいまちづくりを目指しています。

・暮らしのキャッチボール (志木市余剰品登録制度)

志木市では、家庭における余剰品で、再利用できるものの情報を集め、紹介しています。 市民の方が、廃棄する前に「もったいない」と思ったとき、又は「譲ってほしい」と思うも のがある時に登録しています。

・レジ袋辞退統一行動 (マイバッグキャンペーン)

志木市では、定期的に協賛店舗や協力団体等の協力のもと、4R推進と地球温暖化防止のため、マイバッグを持参し、積極的にレジ袋を断る「レジ袋辞退統一行動」を実施し、レジ袋削減に取り組んでいます。

イ 新座市

・公共施設拠点回収の推進

新座市では、市役所や公民館等の公共施設に回収箱を設置し、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油及びアルミ付き紙パックを回収しています。

集団資源回収の推進

新座市では、小・中学校の保護者会及びサークル活動団体等を中心とした地域の団体による集団資源回収を推進し、平成17年11月からは全町内会で実施されるようになり、県内で唯一、紙・布類の資源物が行政回収から集団資源回収に完全移行され、ごみの減量と再資源化に市民総ぐるみで取り組んでいます。

・ "見直そう・ごみ半減" 推進新座市民会議の活用

市長を会長として市民・各種団体・事業者で構成される同会議では、家庭から排出される生ごみの水切りの徹底や"3ない"生活(買いすぎない・作りすぎない・捨てない)の実践を呼び掛けるなど、市民への意識啓発を図っています。

・にいざ食べきり運動の推進

新座市では、食品ロス削減を含めた生ごみの減量化を図ることを目的として、にいざ食べきり運動を推進しています。具体的には、① "3ない"生活(買いすぎない・作りすぎない・捨てない)による食材の廃棄の削減、②参加型幼児向けごみ減量講座を市内保育園の年長児を対象に実施し、紙芝居や分別ゲーム等を通じて食べ物を作ってくれた人への感謝の気持ちや資源を大切にする心の育成、③にいざ食べきり運動協力店を通じた飲食店から出る食品ロスの削減について、周知を図っています。

ウ富士見市

・各種委員会等での検討

富士見市では、「富士見市環境施策推進市民会議」、「富士見市環境審議会」及び「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」等の組織によりごみ減量化等の施策を推進しています。

・公共施設から排出される生ごみの堆肥化

富士見市では、給食センターなど公共施設から排出される生ごみを民間業者で堆肥化しています。

・公園剪定枝葉のチップ化

富士見市では、公園で剪定された枝葉をチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等にまいています。

・地域ボランティア団体の活動

富士見市では、町会や自治会、子供会、育成会などの団体からの協力により環境美化活動(ごみゼロ運動)を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。

・富士見ふるさと祭り環境コーナーでの活動

富士見市では、富士見ふるさと祭りの環境コーナー (エコ広場)では、環境関連団体や事業所に呼びかけ様々な企画やリュース (再利用)を目的としたフリーマーケットなどを行っています。

(5) ごみ処理の実績

① ごみ処理量

ア ごみ処理量及び一人1日当たりのごみ処理量

本組合では、図3-2に示すとおり、一人1日当たりのごみ処理量並びに総ごみ処理量ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

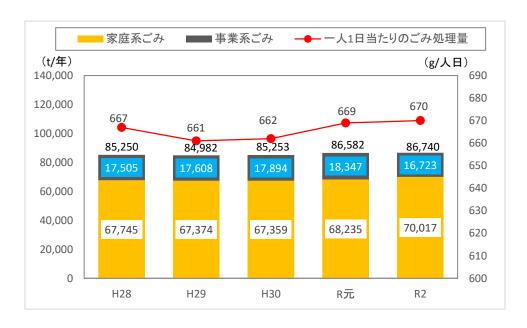


図3-2 ごみ処理量及び一人1日当たりのごみ処理量

イ ごみ種類別のごみ処理量

本組合のごみは、図3-3に示すとおり、約85%を可燃ごみが占めています。なお、事業系ごみでは、99%以上を可燃ごみが占めています。

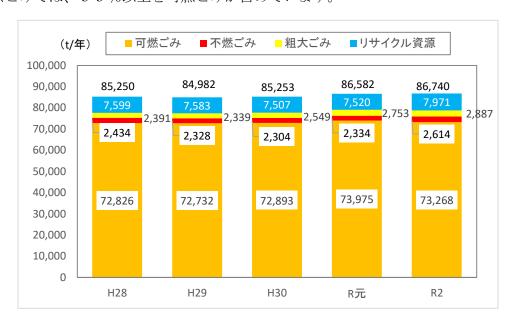


図3-3 ごみ種類別のごみ処理量

エ リサイクル資源

本組合では、図3-4に示すとおり、資源プラスチック及びペットボトルは微増傾向にあり、ビン及びカンにおいても横ばい又は微増傾向にあります。

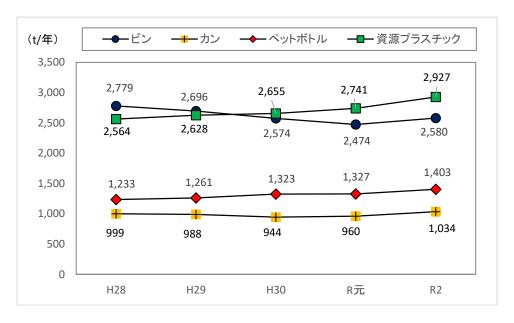
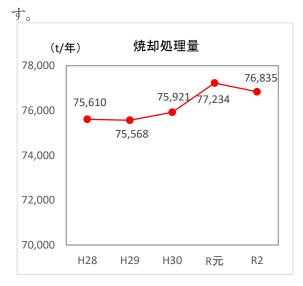


図3-4 リサイクル資源量

② 中間処理量及び最終処理量

ア 焼却処理及び破砕処理量

本組合における焼却処理量及び破砕処理量は、図3-5に示すとおり、微増傾向にありま



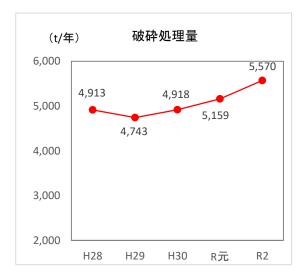


図3-5 焼却処理量及び破砕処理量

イ 最終処分量

本組合では、可燃ごみ等の焼却処理に伴う焼却残渣並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破砕処理に伴い不燃残渣が発生し、埼玉県環境整備センターや民間業者での埋立処分のほか、焼却 残渣の半分以上を民間業者で人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化しています。

図3-6に示すとおり、焼却残渣等の資源化率は直近の3年間、横ばい傾向にあります。

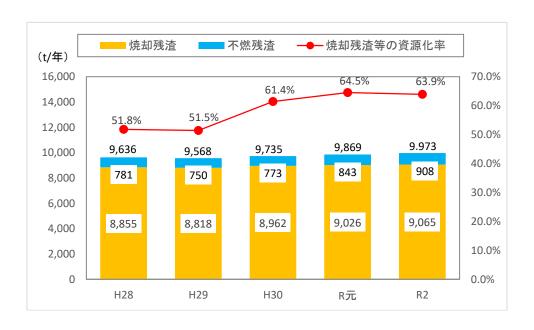
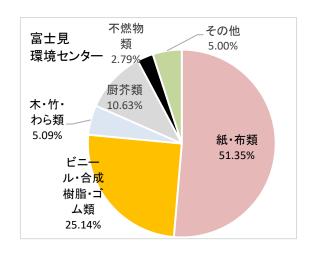
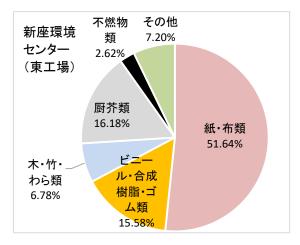


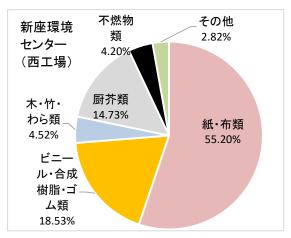
図3-6 残渣発生量及び焼却残渣等の資源化率

③ ごみの性状

各施設におけるごみの性状は、図3-7に示すとおり、紙・布類が最も多く、50%以上を占めています。次に、ビニール・合成樹脂・ゴム類が20%前後を占めています。







注記) 各施設における乾ベースの組成

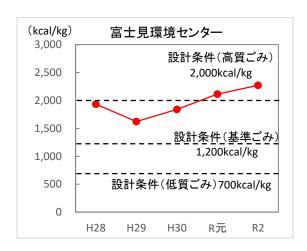
図3-7 種類組成(令和2年度、各施設)

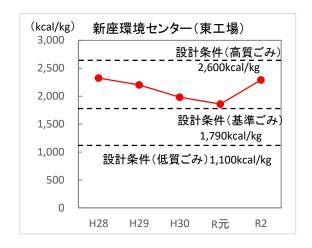
④ ごみ処理施設の運転状況

ア 低位発熱量及び設計条件

各施設における低位発熱量と設計値を図3-8に示します。富士見環境センターにおける 低位発熱量は、年平均でみると、高質ごみの設計値と同等で推移しています。

また、新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)における低位発熱量は、年平均でみると、ともに基準ごみの設計値よりも若干高く、高質ごみの設計条件に近づいています。





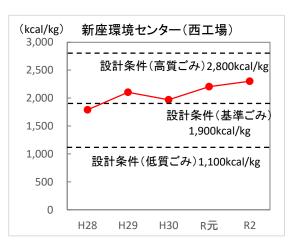
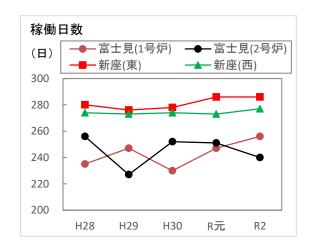


図3-8 各施設における低位発熱量と設計値

イ 稼働日数、時間平均焼却処理量及び施設状況

各施設の稼働日数及び時間平均焼却処理量を図3-9に、各施設の状況を表3-10に示します。稼働日数は、富士見環境センターでは新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)よりも少ない状況です。

また、時間平均焼却処理量は、新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)では3,500kg/h前後と高い数値で処理されていますが、富士見環境センターでは、前掲のとおり低位発熱量の年平均値が、高質ごみの設計条件と同等で推移している影響で3,000kg/h前後と低い数値となっています。このようなことから、富士見環境センターでは令和2年度から令和4年度にかけて、基幹的設備改良工事を行っています。



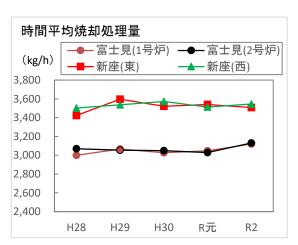


図3-9 各施設における低位発熱量と設計値

表3-10 各施設の状況

	富士見環境センター	新座環境センター (東工場)	新座環境センター (西工場)			
処理率	1 号炉: 80.9% 2 号炉: 81.3%	93. 8%	94. 2%			
年間稼働日数	1 号炉: 239 日 2 号炉: 246 日	281 日	274 日			
炉出口ガス温度	令和2年度から令和4年度に	設計条件超過の時間帯あり	_			
ガス冷却室 出口ガス温度	て基幹的設備改良工事を実施中	設計条件超過の時間帯あり	_			
バグフィルタ 出口ガス量		_	_			
補修・交換が 望ましい設備		燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス設備、通風設備、 給排水設備、土木・建築設 備	受入供給設備、燃焼設備、 燃焼ガス冷却設備、灰出設 備、給排水設備、排水設備、 土木・建築設備			

注記:1. 処理率及び年間稼働日数は平成28年度から令和2年度の5年間の平均値(富士見環境センターは、平成28年度から令和元年度の4年間の平均値)

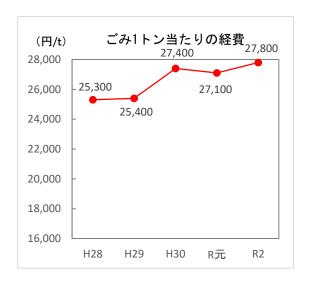
2. 新座環境センター (東、西工場) の施設状況は令和3年度精密機能検査より

⑤ ごみ処理経費の状況

本組合では、ごみ処理に年間約 $21\sim25$ 億円程度かかっています。ごみ処理経費は、ごみ 1 トン当たりで見ると約 $25\sim28$ 千円、また市民 1 人当たりで見ると約 $6\sim7$ 千円かかっています。さらに、過去5年間のごみ処理経費を図3-10に、ごみ1 トン当たり・市民 1 人当たりのごみ処理経費を図3-11に示します。



図3-10 ごみ処理経費



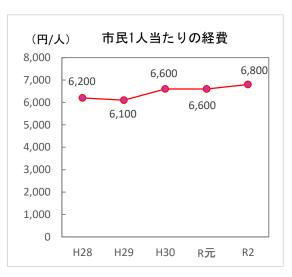


図3-11 ごみ1トン当たり・市民1人当たりのごみ処理経費

(6) 課題の抽出

① ごみの排出及び搬入に関する課題

アごみ出しルールの周知徹底

可燃ごみ中には、資源プラスチックや紙・布類などの資源になるものや、可燃ごみとして は不適なものが混入しています。

この中で、本組合では、ごみの発熱量を低下させ、ごみ焼却施設を適切に管理するために 資源プラスチックの分別徹底や紙・布類の資源化への周知に努めるとともに、可燃ごみ中に 含まれる不適物に対しても、分別の周知を徹底することが必要です。

また、事業系ごみは、事業者による自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者により本組合のごみ処理施設に搬入されています。適正に分別されていない場合には、搬入した業者に対して指導を徹底し、ごみの減量化を図ることが必要です。

イごみ処理手数料の適正化

現在、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理手数料を徴収しています。

この中で、家庭系ごみのうち粗大ごみについては、収集の場合は品目に応じた納付券等により、自己搬入の場合は従量制により課金し、処理手数料を徴収しています。

また、粗大ごみを除く家庭系ごみについては、無料での収集・処理となっていますが、本組合及び構成市において「家庭系ごみ有料化検討会議」を平成20年度及び令和元年度に開催しております。引き続き、本組合においては、構成市が協議を進めるために資する情報等の提供を行って行く必要があります。

② ごみ処理及び処分に関する課題

アごみ焼却施設の老朽化への対応

本組合における各施設の内、老朽化対策が必要とされるのは、ごみ焼却施設です。富士見環境センターは、老朽化対策として令和2年度から基幹的設備改良工事が行われています。

新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)はともに、直近5年間の平均処理率は、94%前後と安定処理されていますが、令和3年度精密機能検査報告書によると補修・交換が必要とされる設備・機器が多くリストアップされています。

以上のことから、新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)は、老朽 化対策を実施することが必要です。

イ焼却処理量の削減

本組合では、可燃ごみの性状で多く占め、リサイクルが可能な「紙・布類、プラスチック類」の分別推進を図るなど、焼却処理量を削減するための方法を検討することが必要です。

ウ最終処分量の削減

本組合では、構成市内で最終処分場を確保することは今後も困難であると考えられることから、最終処分量の削減に努めることが必要です。また、焼却残渣の半分以上を民間業者で人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化していますが、循環型社会の形成に向けて、更なる焼却残渣の有効活用や最終処分量の削減を図るため、他の資源化方法や委託先を検討することが必要です。

エごみ処理経費の削減

本組合では、ごみ処理経費の削減に向け、ごみ発生抑制の推進や金属類等資源物の積極的な売却のほか、経済的なごみ処理施設の整備方法を検討することが必要です。ごみ焼却施設の整備方法の検討に当たっては、本組合と構成市と連携を図り、今後の長期間に渡る施設の安定運営に向けての延命化、統廃合・更新等に対する総合的な評価が必要です。

第4章.ごみ処理量の予測

1. 将来予想の概要

家庭系ごみ並びに事業系ごみの処理量の予測方法を図4-1に示します。将来ごみ処理量は、 令和2年度の実績値及び将来人口から予測します。

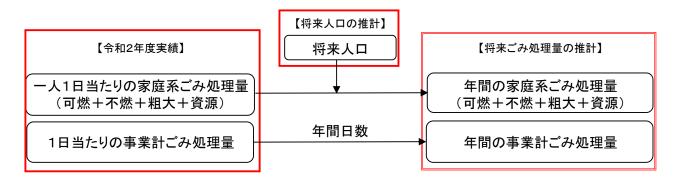


図4-1 将来におけるごみ処理量の予測方法

2. 将来人口

構成市における将来人口は、図4-2に示すとおり、令和11年度の360,051人がピークを迎えて、その後は減少傾向と予想されます。

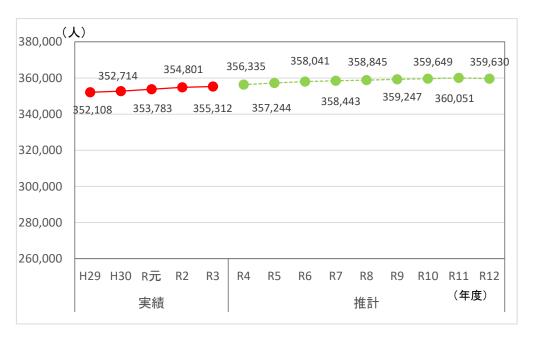


図4-2 構成市における将来人口

3. 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量

本組合のおける将来ごみ処理量は、現状のまま推移した場合、図4-3及び図4-4に示すとおり、一人1日当たりの将来ごみ処理量及び事業系ごみ量では、現状と変わらない排出となり、一方、家庭系ごみ量では、人口の増加に伴い、809トン増加する予測となります。

この中で、「現状のまま推移した場合」の将来ごみ処理量とは、一人1日当たりのごみ処理量など、現状と変わらず推移していくと仮定した推計値であり、後述する数値目標を加味していないものとなります。

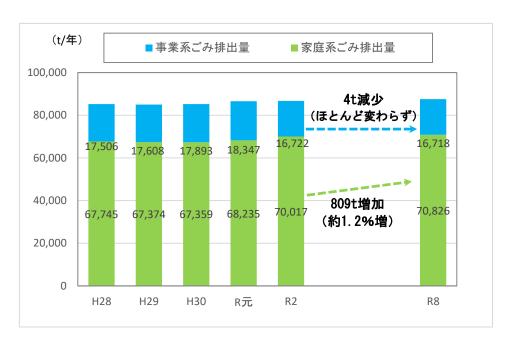


図4-3 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量

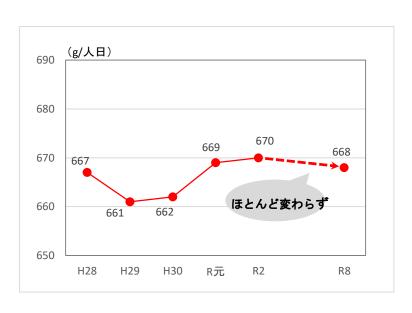


図4-4 現状のまま推移した場合の一人1日当たりのごみ処理量

第5章. ごみ処理基本計画

1. 基本理念

本計画における基本理念は、「一般廃棄物処理基本計画(平成24年3月策定)」を踏襲し、 以下とします。

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けたごみの適正処理の推進

2. 基本方針

本計画における基本方針は、「一般廃棄物処理基本計画(平成24年3月策定)」を踏襲し、 以下とします。

本組合では、今後とも、構成市や地域住民・事業者等との連携及び協力のもとで、より一層のごみ減量化及び資源化を推進するとともに、適正な施設の運営・管理に基づくごみの適正処理に努め、循環型社会の実現に向けて全力で取り組んでいくものとします。

基本方針 1. 廃棄物の適正かつ効率的な中間処理の推進

基本方針2. 廃棄物の資源化の推進

基本方針3. 最終処分量の減量化及び減容化の推進

基本方針4. 計画的に処分できる最終処分先の確保

基本方針5. 環境に配慮した計画的な施設整備の推進

基本方針6. 構成市との連携による廃棄物の発生抑制及び排出抑制の推進

3. 数值目標

目標値については、本計画の元となる平成24年3月策定の一般廃棄物処理基本計画において構成市と本組合とで連携協力を図りつつ、個々の施策を積み重ねることにより達成を目指す目標値として設定しております。

数値目標は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおり、人口の変動に影響を受けづらく、国・県・構成市の基本計画でも採用している「一人 1 日当たり」に換算した数値としました。

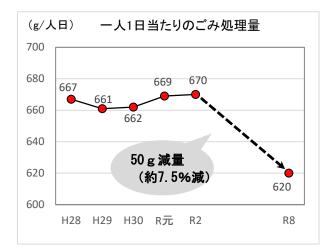
この中で、「一人1日当たりのごみ処理量」は、前計画時の数値目標を達成しておりませんが、同等の水準である「620g」を目標としております。本計画にあたっては、目標値がより厳しい値となりましたが、ごみ量推計の元となる5年間の実績のうち令和1年度から令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等と思われる増減を示しており、令和3年度以降は、ごみ量の平準化又は減量となる可能性を勘案し、前計画と同数値を目標値としました。

「一人 1 日当たりの最終処分量」は、「一般廃棄物処理基本計画(平成 2 4年 3 月策定)」での数値目標「3 4 g」でしたが、令和 2 年度実績で「2 7. 8 g」と達成しており、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」の計画目標数値と同じ「2 8 g」と設定しました。

指標	単位	基準 (R2)	目標 (R8)	削減率	
一人1日当たりの ごみ処理量	g/人日	670 g/人日	620 g/人日	R2 比 7.5%減	
一人1日当たりの 最終処分量	g/人日	27.8 g/人日	28 g/人日	第 9 次埼玉県廃棄 物処理基本計画と 同じ数値目標	

表5—1 数值目標

注記:ごみ処理量とは、家庭系ごみ及び事業系ごみの総量であり、構成市集団回収量は含まない。



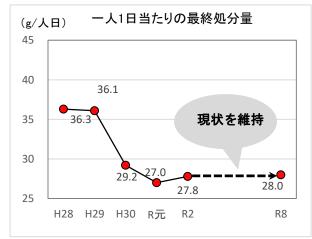
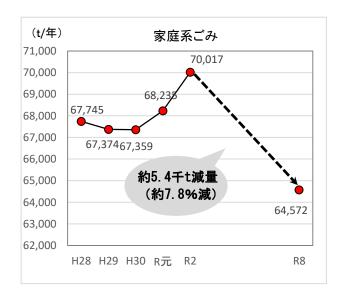


図5-1 数値目標

4. 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量

前節における数値目標を達成した場合、本組合のごみ処理量は、図5-2に示すとおり、家庭系ごみでは令和2年度比で約5.4千t(約7.8%減)、事業系ごみでは令和<math>2年度比で約8.7t(約0.5%減)となります。



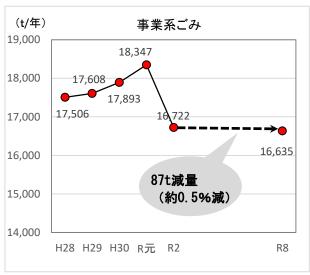


図5-2 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量

5. 排出抑制及び資源化に関する計画

(1) 市民及び事業者の意識啓発

①意識啓発·情報提供

ごみの減量・リサイクルを推進するに際しては、市民や事業者一人ひとりのレベルにおいて、 従来のライフスタイルや経済システムの見直しに向けた意識啓発を行うことは重要なことです。 また、ごみの減量や資源化推進のほか、ごみ出しマナーの向上や不法投棄の防止などを目指 して積極的な情報提供を行うことも重要なことです。

本組合では、意識啓発と情報提供の拠点として、リサイクルプラザ利彩館の活用を推進するほか、広報紙やホームページを通じて周知活動を推進します。

②環境教育・環境学習

本組合では、市民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取り組みを行う動機付けを図る ため、ごみ処理施設見学会などのイベントを今後も継続して開催します。

また、構成市や町内会等と連携した環境学習講座などで、ごみ処理の現状と課題の広報・周知とごみ減量に向けた意識啓発を図ります。

③リサイクル資源の分別徹底

排出されたごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まないほかに、ごみ処理施設での適正処理に支障をきたす恐れがあります。本組合では、構成市と連携し、ごみの分別徹底を呼びかけ、リサイクル資源の分別収集を推進します。

④生ごみ減量化の推進

可燃ごみの減量化は、ごみ焼却施設への負担を軽減するために重要なことです。

したがって、本組合では、構成市と連携し、可燃ごみ中に多く含まれる生ごみに対し、水切りの徹底や堆肥化等を推進するほか、食品ロス削減に向けた情報提供など、意識啓発による食品ロス対策を推進します。

(2) リサイクルの推進

①粗大ごみ再生の推進

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、粗大ごみとして排出された家具等の修理・ 再生を今後も継続して行います。

また、併せてリサイクルプラザ利彩館における再生家具販売に対する地域住民への周知のほか、リプラ祭などのイベントを通じて、再生品の購入及び活用を推進します。

②ごみ処理施設における資源回収の徹底

本組合では、粗大ごみ処理施設等において、金属類等の資源物を選別・回収することを継続します。ごみ焼却施設では、可燃ごみから古紙を回収し、資源回収を推進します。

③有機性廃棄物資源化の検討

本組合では、生ごみや剪定枝、草木等の有機性廃棄物を資源化している取り組みやリサイル 技術動向等の情報を収集・整理するほか、民間事業者の動向を注視しながら資源化の可能性を 検討します。

6. ごみの搬入に関する計画

- (1) 直接搬入ごみにおける減量化の推進
- ①搬入確認の徹底

本組合では、直接搬入ごみを搬入する際に、内容物の確認を徹底し、適正に分別されていない場合には、搬入者に対する指導を徹底します。

②事業者への指導

直接搬入される事業系可燃ごみには、資源プラスチックや紙類の混入が多々見受けられます。 本組合では、搬入確認を徹底し、混入していた場合には、収集運搬業者のほか、排出事業者に 対しても指導を徹底します。

(2) ごみ処理に係る費用

①ごみ処理手数料の見直し

本組合では、ごみ排出者に対し、分別徹底等によるごみ減量化・資源化の推進及び公平な費用負担の観点から処理手数料を徴収していますが、今後のごみ処理経費の動向や税制改正及び構成市をはじめとした他自治体の動向などを踏まえ、必要に応じて、処理手数料の見直しを検討します。

②家庭系ごみ有料化の調査・研究

家庭系ごみ有料化は、ごみ排出抑制や排出量に応じた負担の公平性を図るものですが、市民に新たな負担を求めることになります。そのため、本組合では、構成市が、有料化の必要性や効果及び市民生活への影響などの調査・研究を進めていくために必要な情報の提供を行います。

7. 中間処理計画

- (1) ごみ処理施設の整備方針
- ①ごみ焼却施設

ア 各施設における整備方針

前計画において富士見環境センター、新座環境センター(東工場)及び新座環境センター (西工場)の整備方針については、表5-2に示す、長寿命化、延命化及び更新の3種類を検 討した結果、富士見環境センター及び新座環境センター(西工場)については長寿命化、新 座環境センター(東工場)は延命化としております。

その中で新座環境センター(西工場)については、発電設備の設置が可能なため、同施設だけではなく新座環境センター(東工場)での電力使用や売電による収益が得られる可能性があることから、今後の運営費削減や環境負荷の観点から長寿命化(基幹的設備改良工事)方針としており、且つ令和3年度に実施する一般廃棄物処理基本計画の再改訂において、精密機能検査の結果などを踏まえ、同施設の基幹的設備改良工事に対する妥当性を最終的に検証するとしております。

	— w — — — — — — — — — — — — — — — — — —
項目	内容
長寿命化	主要設備機器の更新・補修を行い、省エネ製品への切替やインバータ化
	によりエネルギー効率を改善する基幹的設備改良工事を実施する
延命化	基幹的設備改良工事を行うのではなく、通常のオーバーホールや維持補
	修を継続し、施設を延命化する
更新	施設の建替を実施する

表5-2 整備の種類

富士見環境センターについては、上記方針に基づき、現在長寿命化のための基幹的設備改 良工事(工事期間:令和2年度から令和4年度)を行っています。

新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)については、あらためて、「第3章2ごみ処理体制(5)ごみ処理の実績」の現状及び課題を踏まえ、以下の方針とします。

新座環境センター(東工場)は、炉出口ガス温度が設計条件を超過することや補修・交換が望ましい設備もリストアップされていますが、過去5年間の平均処理率が93.8%の安定処理を行っています。そのため、新座環境センター(東工場)は、今後も適切な維持補修に加え、懸案設備の一部補修工事を行う延命化の方針とします。ただし、維持補修費低減のための検討を実施するものとします。

新座環境センター(西工場)は、前計画の課題となっている長寿命化(基幹的設備改良工事)の妥当性を本計画において検証するため、定量的判断が必要なことから、令和6年度から19年度の14年間における長寿命化(費用)と延命化(便益)の費用対効果分析を行いました。

費用対効果分析では、長寿命化事業の投資費用(Cost)と延命化事業の費用を便益(Benefit)として比較を行い、費用便益費(B/C)を求めます。費用便益費(B/C)が1を上回る事業に

ついては、投資費用に対して効果が上回るということになります。

分析の結果、長寿命化事業の基幹的設備改良工事期間(令和6年度から令和8年度)から対象期間最終年度(令和19年度)までの費用便益比(B/C)は【費用対効果分析図】に示すとおり、令和6年度のみ1を上回り、令和7年度以降は1を下回っております。

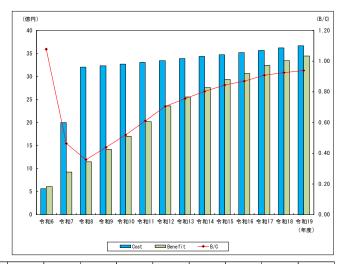
対象期間最終年度(令和19年度)における費用便益比は0.939であり、費用対効果が得られないと判断します。

また、令和6年度から令和19年度の14年間におけるCost 累計、Benefit 累計(社会的割引率考慮後)は、下記のとおりです。

- · Cost (長寿命化事業の費用) 累計 3,664,208千円
- Benefit (延命化事業の費用) 累計 3,439,774千円 延命化事業を継続する方が、長寿命化事業を実施するよりも約2.2億円安価です。

【費用対効果分析図】

		社会的割引率 r	4	96	
		施設規模	90	t/日	
費月		基幹改良工事費	233, 418	千円	令和6年度
		(4,535,800千円)	1, 167, 089	千円	令和7年度
	_		933, 671	千円	令和8年度
	用	Ĭ	2, 334, 178	千円	ā†
		維持管理費	1, 973, 413	千円	令和6~19年間合計
		フルボイラ化による維持管理費	年間73,563	千円	
		フルボイラ化による電力還元費	Δ年間101,010	千円	
		施設規模	90	t/日	
		維持管理費	4, 208, 040	千円	令和6~19年間合計
便	益				



<試算結果>																
	年 度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	合計
	年 j	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	-
	換算係数 (1+r) ^(j-1)		1. 040	1. 082	1. 125	1. 170	1. 217	1. 265	1. 316	1. 369	1. 423	1. 480	1. 539	1. 601	1.665	-
	ごみ処理量(t/日)		90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	-
	基幹的設備改良工事費	233, 418	1, 167, 089	933, 671	-	_	-	_	-	-	-	-	_	-	-	2, 334, 178
	維持管理費	326, 872	323, 607	371, 934	64, 000	69, 000	73, 000	78, 000	82, 000	86, 000	91, 000	96, 000	99, 000	104, 000	109, 000	1, 973, 413
(+H)	フルボイラ化による維持管理費	_	_	_	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	73, 563	809, 193
	フルボイラ化による電力還元費	_	_	_	101,010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	101, 010	1, 111, 110
	費用合計	560, 290	1, 490, 696	1, 305, 605	36, 553	41, 553	45, 553	50, 553	54, 553	58, 553	63, 553	68, 553	71, 553	76, 553	81,553	4, 005, 674
	費用現在価値	560, 290	1, 433, 362	1, 206, 659	32, 492	35, 515	37, 431	39, 963	41, 454	42, 771	44, 661	46, 320	46, 493	47, 816	48, 981	3, 664, 208
	Cost累計	560, 290	1, 993, 652	3, 200, 311	3, 232, 803	3, 268, 318	3, 305, 749	3, 345, 712	3, 387, 166	3, 429, 937	3, 474, 598	3, 520, 918	3, 567, 411	3, 615, 227	3, 664, 208	-
	維持管理費	603, 660	329, 580	240, 000	304, 020	332, 100	391, 860	427, 620	258, 480	275, 760	259, 200	183, 540	275, 700	167, 700	158, 820	4, 208, 040
(千円)	便益合計	603, 660	329, 580	240, 000	304, 020	332, 100	391, 860	427, 620	258, 480	275, 760	259, 200	183, 540	275, 700	167, 700	158, 820	4, 208, 040
	便益現在価値	603, 660	316, 904	221, 811	270, 240	283, 846	321, 988	338, 040	196, 413	201, 432	182, 150	124, 014	179, 142	104, 747	95, 387	3, 439, 774
	Benefit累計	603, 660	920, 564	1, 142, 375	1, 412, 615	1, 696, 461	2, 018, 449	2, 356, 489	2, 552, 902	2, 754, 334	2, 936, 484	3, 060, 498	3, 239, 640	3, 344, 387	3, 439, 774	-
費用便益」	用便益比 (B/C)		0. 462	0. 357	0.437	0.519	0. 611	0. 704	0. 754	0. 803	0.845	0.869	0. 908	0. 925	0. 939	-

以上のことから、新座環境センター(西工場)は過去5年間の平均処理率が94.2%と 安定処理が行われており、長寿命化による費用対効果が得られないこと、さらに工事期間中 に見込まれる可燃ごみの外部への処理委託にかかる費用等の財政面を考慮し、新座環境セン ター(西工場)も新座環境センター(東工場)と同じ、適切な維持補修に加え、懸案設備の 一部補修工事を行う延命化の方針に変更します。

※:富士見環境センター基幹的設備改良工事期間中にかかる外部処理委託料費用は年間約3億円です。

イ 施設の統廃合・更新

本組合で保有するごみ焼却施設では、富士見環境センターの基幹的設備改良工事後、15年程度の運転を行いますが、新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)も含め、一般的に言われている建屋の耐用年数の目安である50年の観点からも、令和20年度頃まで使用していくものとします。なお、それ以降は、ごみ処理量などを踏まえ、施設の統廃合・更新を予定していますが、本事業の推進には長期間を要することが予測されるため、次回基本計画の見直しとなる令和8年度には、施設の統廃合・更新に向けた具体的なスケジュール等の検討を進める必要があります。

②資源化処理施設

粗大ごみ・ビン処理施設、プラスチック分別処理施設及び新座環境センター粗大ごみ切断処理施設の3つの施設においては、問題なく安定処理を継続しています。

したがいまして、本組合では、同3施設に対し、適切な維持補修を継続して延命化し、今後 も適正処理を推進します。

(2) 適正な中間処理の推進

①適正な施設の維持管理

本組合では、富士見環境センターのごみ焼却施設に対して設備・機器類を更新し、更新後も 定期的な補修や点検に努めることにより、施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。ま た、更新を行わない新座環境センター(東工場)及び新座環境センター(西工場)のごみ焼却 施設、粗大ごみ・ビン処理施設及びプラスチック分別処理施設では、現状どおりの定期的な補 修や点検に努め、同様に施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

②環境負荷の低減

本組合では、ごみ処理施設に係る環境基準等の管理徹底に努めます。また、ごみ焼却施設においては、二酸化炭素排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

③民間業者との連携強化

本組合では、回収したリサイクル資源や中間処理後の残渣物を民間業者に委託して資源化していますが、今後も優れたリサイクル技術やリサイクルルートを有する事業者と連携を強化し、効率的な処理体制の構築に努め、経済性、効率性及び安全性等を踏まえた上で、資源化を推進します。

④安定した処理体制の確保

本組合では、災害や事故等、不測の事態に備え、定期的に各種講習や訓練を実施することで、 危機管理体制の充実・強化を図り、災害発生時におけるごみの安定的な受入体制の確保に努め ます。

⑤新技術動向の把握

本組合では、ごみの減量化・資源化に対する新技術の導入に積極的に取り組んでおり、今後も技術進歩動向を見極め、より適正なごみ処理技術が開発された場合には、導入可能性の検討を行います。

8. 最終処分計画

(1) 最終処分量の削減

本組合では、今後もごみの排出抑制、資源化及び適正な中間処理の実施などにより、最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減及びごみ処理経費の削減に努めます。

(2) 最終処分先の確保及び資源化率の向上

本組合では、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣を外部へ委託し、埋立処分又は資源化しています。また、粗大ごみ処理施設等から発生する不燃残渣を外部に委託して埋立処分しています。

さらに本組合では、最終処分場を保有していないことや災害発生時におけるリスク分散の 観点から、最終処分の分散化を目指し、今後も民間業者の最終処分先を確保していきます。

なお、焼却残渣に対しては、有効活用及び最終処分量削減のため、他の資源化方法や委託 先を検討するなど、資源化率の向上に努めます。

9. その他の計画

(1) 地球温暖化防止への対策

本組合では、令和2年3月に「第五期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定しました。富士見環境センター及び新座環境センターでは、同計画に基づき、基幹的設備改良工事等による高効率機器の導入やインバータ化などにより、電気や燃料使用量を削減することで温室効果ガスの排出抑制に努めます。

(2) 災害廃棄物への対策

本組合では、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、県や構成市と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応方法を検討します。

(3) 構成市との情報共有・連携強化

本組合では、重要な施設整備方針の決定やごみ処理に係る諸課題へ対応するため、本組合の行政会議(正副管理者会議、担当部長会議、担当課長会議等)を開催し、構成市と連携を

図ったごみ処理体制を構築していきます。

第6章.計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、見直し (ACTION) のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。



図6-1 PDCA サイクルによる進行管理

(1) 進行管理体制の確立

本計画の施策の推進状況を管理する体制を構成市と本組合で確立させ、施策の推進にあたります。

(2) 進行状況の評価及び公表

本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

(3) 次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期の計画へ反映し、改善します。

2. 計画の実施

市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、福祉等の他の分野と統合的な取組を、計画的かつ継続的に推進します。

志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画(改訂版)

発行年月:令和4年3月

編 集:志木地区衛生組合

〒354-0031 埼玉県富士見市大字勝瀬 480 番地 電話 049-254-1125 FAX 049-254-5722